

いこーよジャンル定義



アクトインディ株式会社

2020年10月19日制定



『工場見学』

商品が製造・生産される過程を見学できる施設





- ①『商品を生産・製造し、出荷すること』を目的としている
『生産施設』
- ②『一般の人』が『実際に見学』し、
- ③ 商品が『製造・生産される過程』を見学できる施設

➡に該当する施設が『工場見学』ジャンル



①『商品を生産・製造加工し、出荷することを目的としている生産施設』

➡ 『商品』とは、経済活動において流通・交換を目的として生産される『モノ』のことを指します。

※ 自給自足のために生産される場合は『商品』とみなされません。

➡ 『生産施設』とは、商品の製造工程に必要となる機械・装置・設備が常時設置され、生産を目的として稼働している施設のことを指します。

※ 第一次産業である下記は『生産施設』には該当しません。

➡ 農業・林業 - 農産物を栽培・育成し、収穫する『農園・果樹園』などの農業施設



➡ 水産業 - 魚介類を養殖・収穫する漁業施設





※ 該当施設の店頭などで『販売することを主目的としている場合』は、『出荷することを目的』の要件に該当しません。

➡ 店頭で調理している、『たこ焼き屋』、『たいやき屋』、『せんべい店』など



➡ 店頭で、実演販売している販売店など



※ 『生産施設』として、稼働していなければ、工場の設備が整っていたとしても『生産施設』に該当しません。

➡ 『歴史的建造物として保存されている工場』『生産目的とは別で、観覧など別の目的で保存されている工場』など





②商品が『製造・生産される過程を見学』できること

➡ 『製造・生産される過程を見学』とは、生産施設で実際に商品が製造・生産されている過程を、一般客が観覧・見学できること。

その際に、施設の担当者が解説してくれる もしくは 見学者向けの説明・解説がされており、

➡ 生産過程を見るだけでなく、『生産過程を知ることができる』こと。

※工房などで、商品が『製造・生産される過程を見学』出来るが、実際に『制作体験』が主な目的となっている場合は『体験施設』となり、『工場見学』に該当しません。

➡ ガラス工房におけるガラス作り体験、陶芸工房の陶芸体験など



※工場内に入らずに、外観のみで工場を見学する場合は、商品が『製造・生産される過程を見学』出来ないため、『工場見学』に該当しません。

➡ 工場の外観を見学するツアー(工場の夜景を鑑賞するクルーズなど)

